⟨♥⟩労働調査会発行

芳働基準広報 2017 No.1912 1/21

CONTENTS

特別企画

「業務改善助成金」の拡充について-

6

事業場内最低賃金が1000円未満の 事業場まで対象を拡大

~30円以上の引上げの助成コースを追加し助成率と上限額も引上げ~

厚生労働省は、中小企業が生産性向上のために設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成する「業務改善助成金」を拡充した。今回の拡充では、支給対象となる「事業場内最低賃金」が「800円未満」の事業場から「1000円未満」の事業場に拡充されたため、これまで同助成金の対象外となっていた東京、愛知、大阪など7都府県も対象となり、全国47都道府県が対象となった。また、助成率と上限額の引上げも行なわれている。

(厚生労働省労働基準局賃金課)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第26回〉── 10

国立精神・神経医療研究センターほか事件 (東京地裁 平成28年2月22日判決)

新業績評価方法等の適否と損害賠償請求

新評価制度導入にあわせ過程や経緯などが従業員に分かる仕組みが必要

新人事評価制度などを導入する際には、裁量権の逸脱・濫用が問題となる。従業員の不満解消の観点から「評価の過程や目標設定の経緯がどのように反映されたか」等について、被評価者(従業員)に分かる仕組みが必要だろう。

(弁護士・井澤慎次)

●新実務シリーズ/

人事異動の法律ルールと実務Q&A⑩ —28 <外国人労働者の日本国内事業所への転勤、出向等①>

不法就労外国人を雇用すると使用者 も出入国管理法の不法就労助長罪に

(労務コンサルタント・布施直春)

NEWS -

(雇用保険制度見直しに関して労政審の部会が報告書)一定の特定受給資格者の給付日数を拡充/(厚労省・電話相談の結果まとめる)長時間・過重労働に関する相談が488件で最多/(第192回臨時国会が閉会)労働基準法等改正案は審議入りせず継続審議扱い/ほか

●知っておくべき職場のルール —<第56回>「労災保険給付②」

休業(補償)給付では給付基礎 日額の60%が支給される

(編集部)

本誌読者アンケート — 27 ●連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 42●労務資料 平成27年労働安全衛生調査 (実態調査) 結果② ~労働者調査~ — 44●わたしの監督雑感 北海道・小樽労働基準監督署長 八反田健 — 54●今月の資料室 — 56

労務相談室

雇用保険法 〔法改正で雇用保険適用になった67歳の者〕保険料免除だが給付は ——

特定社労士・三戸礼子

労働基準法 〔三六協定での使用者側の締結当事者〕パートの園長でよいか ――

50 弁護士・山口毅

回答者一

労働基準法〔年少者を深夜労働や長時間使用した場合〕どのような罰則あるか ―― 52 弁護

弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

本誌ご購読の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内